

事業指定助成プログラム選考基準

選考基準	選考基準内容	参照資料・情報
1. 事業指定助成の趣旨と条件への適合	岡山県内で活動するNPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体であること。	申請書 基本項目
	団体の所在地および連絡先が明確であること。	申請書 基本項目
	情報開示レベルを満たしていること。	申請書 基本項目
	事業指定助成プログラムの趣旨を理解していること。(要項10.申請団体が実施すること等)	申請書 基本項目
2. 地域社会のニーズ社会課題・公益性	取り組むべき課題が明確であること。	申請書 項目1
	取り組む課題は、岡山県民もしくは地域社会のニーズを的確に捉えていること。	申請書 項目1
	目指すべき社会像が明確である。	申請書 項目2
3. 計画の具体性・実現可能性	実施内容が明確であり、妥当であること。(対象者、実施場所等)	申請書 項目3
	事業活動による効果が明確であること。	申請書 項目4
	実施スケジュールが明確であり、妥当であること。	申請書 項目3
	事業予算が明確であり、妥当であること。	申請書 項目9(1)(2)
	事業実施に必要な体制(人員、機材、能力等)が整っていること。	申請書 項目3
	寄付金額が目標金額に達しなかった場合の対応方針が明確であり、妥当であること。(規模縮小、部分実施をしても事業目的を満たしていること)	申請書 項目9(3)Ⅱ
	寄付獲得プランが寄付獲得方針を反映したものであり、妥当であること。	申請書 項目7
4. 地域社会への発信	取り組む課題や活動内容が地域社会に発信されていること。	既存のHP、CANPAN情報等
	寄付者への事業報告方法が明確であり、妥当であること。	申請書 項目8(1)
	地域社会への事業報告方法が明確であり、妥当であること。	申請書 項目8(2)
5. 事業の発展性	目指すべき社会像を実現するために事業発展することができること。	申請書 項目5
	寄付金額が目標金額を超えた場合の対応方針が明確であり、目指すべき社会に近づけるものであること。	申請書 項目9(3)Ⅰ

- ・審査は、原則として、相対評価でなく、絶対評価で行います。
- ・評価は、○、△、×で行い、すべての項目を満たせば(○になれば)、採用となります。
- ・△評価があった場合は、条件付きで採択する場合があります。(金額の変更や内容の一部変更等)
- ・「5. 事業の発展性」については、今回の事業で目標を達成できる場合は、○でなくてもかまいません。